

○政務活動費の交付に関する条例

平成十三年三月二十三日

山口県条例第二十三号

〔政務調査費の交付に関する条例〕をここに公布する。

政務活動費の交付に関する条例

(平二五条例一・改称)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十四項及び第十五項の規定に基づき、政務活動費の交付について必要な事項を定めるものとする。

(平一四条例四八・平二五条例一・一部改正)

(交付対象等)

第二条 県は、山口県議会議員（以下「議員」という。）の職にある者に対して、政務活動費を交付する。

2 政務活動費の額は、一月につき三十五万円とする。

3 第一項の規定により交付する政務活動費の額は、前項に規定する額に当該年度における当該議員の任期の月数を乗じて得た額とする。この場合において、月の中途において議員の任期が開始したときは、当該開始した日の属する月は、任期の月数に算入しないものとする。

4 月の中途において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(平二五条例一・一部改正)

(通知)

第三条 議長は、政務活動費の交付を受けようとする議員の氏名を、毎年四月五日までに知事に通知するものとする。

2 議長は、前項に規定する議員に異動があったときは、その異動に係る事項を速やかに知事に通知するものとする。

(平二五条例一・一部改正)

(交付決定)

第四条 知事は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る議員について政務活動費の交付の決定をし、その旨を議員に通知するものとする。

(平二五条例一・一部改正)

(請求及び交付)

第五条 政務活動費の交付は、四半期ごとに行うものとする。

2 議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月（月の中途において議員の任期が開始したときは、当該開始した日の属する月の翌月）の十日までに、当該四半期分の政務活動費を請求するものとする。

3 知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

4 議員は、四半期の中途において辞職、失職、死亡、除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員でなくなった日の属する月の翌月分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(平二五条例一・一部改正)

(使途)

第六条 政務活動費の使途の基準は、次の各号に掲げる費目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める経費とする。

- 一 調査研究費 視察、要請、陳情又は各種会議の旅費、調査委託料その他の議員が行う県の事務及び地方行財政制度に関する調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）並びにその委託に要する経費
- 二 研修費 会費、旅費その他の議員又は議員の使用する秘書等が行う研修会、講演会等への参加に要する経費
- 三 会議費 施設使用料、器具使用料その他の議員が行う県民の県政に関する要望又は意見を聴取するための会議に要する経費
- 四 資料費 印刷製本費、書籍購入費その他の議員が行う政務活動のために必要な資料の作成又は購入に要する経費
- 五 広報費 広報資料の印刷費又は送料その他の議員が行う議会における活動状況等の広報に要する経費
- 六 事務所費 賃借料、光熱水費その他の議員が行う政務活動のために必要な事務所の設置又は維持管理に要する経費
- 七 事務費 備品購入費、通信費その他の議員が行う政務活動に伴う事務に要

する経費

八 人件費 給料、手当その他の議員が行う政務活動を補助する職員の雇用に要する経費

2 議員は、政務活動費を前項の基準に定める用途以外の用途に使用してはならない。

(平二五条例一・一部改正)

(収支報告書)

第七条 議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、年度の終了の日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

2 議員が任期満了、辞職、失職、死亡、除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、当該議員又はその遺族は、前項の規定にかかわらず、当該議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、当該議員でなくなった日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

3 収支報告書には、政務活動費による支出をした事実を証すべき領収書その他の書面の写し（社会慣習その他の事情により当該書面を徴し難いときは、その旨並びに当該支出を受けた者並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面。以下「領収書等」という。）を添えなければならない。

4 議長は、第一項及び第二項の規定により提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。

(平一八条例三四・平二〇条例二四・平二五条例一・一部改正)

(書類の整理保存)

第八条 議員は、政務活動費の支出について、その内訳を明らかにした会計帳簿を調製し、及び証拠書類等を整理しておかななければならない。

2 議員は、前項に規定する書類を、当該年度の政務活動費の収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

(平二五条例一・一部改正)

(調査)

第九条 議長は、政務活動費の運用の適正を期するため必要があると認めるときは、収支報告書について調査をすることができる。

(平二五条例一・一部改正)

(返還)

第十条 議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において行った政務活動費による支出(第六条に規定する基準に従って行った支出に限る。)の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(平二五条例一・一部改正)

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第十一条 議長は、第七条第一項から第三項までの規定により提出された収支報告書及び領収書等を、その提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存するものとする。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書又は領収書等の閲覧を請求することができる。

3 前項に規定する閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して六十日を経過する日の翌日以後これを行うことができる。

4 議長は、第二項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る領収書等に山口県情報公開条例(平成九年山口県条例第十八号)第七条第一号又は第三号に該当する情報が記録されている部分があるときは、その部分を除いて当該領収書等を複写したものを閲覧に供するものとする。

(平一八条例三四・平二〇条例二四・令四条例四二・一部改正)

(その他)

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年条例第四八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一八年条例第三四号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の政務調査費の交付に関する条例第七条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務調査費について適用し、施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年条例第二四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の政務調査費の交付に関する条例第七条及び第十一条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務調査費について適用し、施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年条例第一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（令和四年条例第四二号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。